

新潟県中越沖地震による柏崎刈羽発電所での火災 及び放射能漏れを受けた報告書の提出について

平成19年7月20日
北陸電力株式会社

平成19年7月16日に、経済産業省原子力安全・保安院から「平成19年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について」の報告指示がありました。

指示内容は以下のとおりです。

1. 原子力発電所内で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について早急に点検し、報告すること。
2. 放射能漏れ等の事故についての発電所から本社、本社から関係官庁への報告体制について、再度確認し、早急に報告すること。

この指示を受けて、当社は、本日、原子力安全・保安院に点検結果を報告いたしました。

報告内容は添付資料のとおりです。

以 上

添付資料：「平成19年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について（回答）」の報告について

平成 19 年 7 月 20 日
北陸電力株式会社

平成 19 年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について（回答）

- 1．原子力発電所で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について早急に点検し、報告すること。

当社の消防活動の体制について点検し、消防活動体制、通報連絡及び要員の召集等について、社内規定類に適切に定めているとともに、定期的に関係者への教育・訓練及び資機材の点検を実施していることを確認した（詳細は添付 - 1 参照）。

(1) 消防活動の体制

火災発生時は、志賀原子力発電所の社内規定に基づき、発電所長を自衛消防本部長とした自衛消防体制をとることとしている。

(2) 火災発見時の通報連絡

火災発見時には、発見者は、周辺防護区域外の場合には直接、周辺防護区域内の場合には、当直長を通じ、直ちに災害優先電話で 119 番又は消防指定番号により消防署に通報することとしている。

なお、先の電話が使用できない場合にも、別途設けた専用回線（原子力事業者防災業務計画に基づき設置している専用回線）により通報することが可能である。

(3) 要員の召集及び初期対応

発電所では、約 230 名の発電所員からなる自衛消防組織を設けており、平日昼間において火災が発見された場合は、速やかに参集し、初期消火活動等を行うこととしている。

休日夜間の場合においては、火災発見者は当直長に連絡し、連絡を受けた当直長が、休日出勤者（警備員含む）、当直員に初期消火活動を指示するとともに、連絡当番者に火災発生を通報する。連絡当番者は火災の状況により速やかに一斉呼出装置（災害優先回線使用）により休日夜間を問わず所員の召集を行う。

現場に駆けつけた当直員・警備員等により、初期消火活動を行うとともに、非常召集を受けた初期消火班（自衛消防組織）が出動し、引き続き初期消火活動を実施する。

(4) 消防設備の設置及び点検

志賀原子力発電所では、消防法及び J E A G 4 6 0 7 - 1 9 9 9 に基づき、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水、自動火災報知設備、消火器、連結散水設備、誘導灯、移動式二酸化炭素消火設備を設置している。

さらに屋外消火栓設備（変圧器噴霧消火設備）の設置及び軽四輪駆動消防車（中央型式認可車）可搬型小型動力ポンプを所有している。

なお、志賀 1 号機、2 号機の主要変圧器には、変圧器噴霧消火設備が設置されており、

万が一、主要変圧器に火災が発生した場合は、これが自動起動し、火災を鎮火させることが出来る。

さらに、機器の故障等により変圧器噴霧消火設備が使用できない場合には、消防用水を水源とした軽四輪駆動消防車又は可搬形小型動力ポンプ、その他、大型消火器にて、消火活動が可能である。

また、消防資機材については、定期的に点検を行い、維持管理を行っている。

(5) 教育・訓練

防火教育を行うとともに、消防訓練を定期的実施している。

2.放射能漏れ等の事故についての発電所から本社，本社から原子力安全・保安院(含 保安検査官)等への報告体制について，再度確認し，早急に報告すること。

当社から原子力安全・保安院(含 保安検査官)等への報告体制を点検し，通報連絡について社内要領類に適切に定められているとともに，定期的に関係者への教育・訓練及び資機材の点検を実施していることを確認した(詳細は添付 - 2 参照)。

(1) 通報連絡体制

事故・故障発生時には，平日(昼間)においては技術課長より，休日(夜間含む)においては，連絡当番者より速やかに一斉呼出装置(災害優先回線使用)等を用いて，社内外の関係箇所に通報連絡する体制を整備している。

(2) 連絡資機材の状況

通信連絡設備は定期的に機能試験を実施し，その健全性を確認している。

また，それらの通信連絡設備が使用できない場合に，原子力防災用資機材を用いるが，それらについても，定期的に機能試験を行っている。

(3) 教育・訓練

定期的に設備の操作訓練，事故・故障等対応訓練及び事故・故障対応教育等を実施し，事故・故障等の通報連絡対応活動が迅速かつ円滑に行えるようにしている。

以 上

添付 - 1 : 消防活動体制の点検

添付 - 2 : 放射能漏水等の事故についての報告体制の点検

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
消防設備の設置状況	<p>消防法及びJ E A G 4 6 0 7 - 1 9 9 9に基づき、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水、自動火災報知設備、消火器、連結散水設備、誘導灯、移動式二酸化炭素消火設備を設置している。</p> <p>上記の他、屋外消火栓設備（変圧器噴霧消火設備）の設置及び軽四輪駆動消防車（中央型式認可車）、可搬型小型動力ポンプを所有している。</p> <p>大規模な地震で消火栓が十分使用できない場合、消防用水（補機冷ピット）と軽四輪駆動消防車又は可搬型小型動力ポンプ、その他、大型消火器にて消火活動が可能である。</p> <p>化学火災に対しては、泡消火設備により油タンク火災の消火活動、可搬型高発泡器による火災の消火活動が可能である。</p>	
消防資機材の点検	<p>地元消防と以下の取決めをしている。</p> <p>構内で消防隊等が消防活動をするために必要な消防資機材等については、地元消防との取決めに基づき、消防活動をするにあたり、適切に使用できるように、これを維持管理することになっており、消防資機材は月1回点検</p> <p>社内規定に以下を定めている。 消防設備などの点検基準</p> <p>社内規定に以下を定めている。 電動及びディーゼル消火ポンプの起動試験は月1回</p>	<p>地元消防との取決めに基づき、資機材の点検を実施していることを確認</p> <p>至近実施実績：平成19年6月29日</p> <p>社内規定に基づき、消防設備などの点検を実施していることを確認</p> <p>至近実施実績：平成18年下期</p> <p>社内規定に基づき、電動及びディーゼル消火ポンプの起動試験を実施していることを確認</p> <p>至近実施実績：平成19年6月28日</p>

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
教育訓練	<p>社内規定に以下を定めている。</p> <p>防火教育 発電所入所時に，火災発見時の対応，消火器・消火栓等の取扱方法について教育を実施</p> <p>消防訓練 所員を対象に年1回総合訓練（消火、通報及び避難訓練），消火器操作訓練，可搬小型消防ポンプ操作訓練を実施</p>	<p>防火教育実績及び予定 平成18年度実績：4月，5月，6月，7月，8月，10月，12月，1月，2月，3月 平成19年度実績：4月，5月，6月，7月 平成19年度予定：12月</p> <p>消防訓練実績及び予定 平成18年度実績：1回（平成19年1月26日） 平成19年度予定：1回（平成19年度下期予定）</p>

自衛消防組織 要員数



	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
教育訓練	社内規定に以下を定めている。 通信連絡設備の操作訓練（1回/月） 通信連絡設備の操作訓練を「動作・機能確認試験」にあわせて実施	
	社内規定に以下を定めている。 事故故障等対応訓練 事故・故障等対応活動が迅速かつ円滑に行えるよう、社内外関係箇所への通報連絡、事故・故障等の原因調査、プレス文の作成等の訓練を年2回実施	訓練の実績及び予定 平成18年度：2回実施 平成18年7月25日 平成19年1月26日 平成19年度：2回実施予定 平成19年7月19日 平成20年1月頃
	社内規定に以下を定めている。 事故故障等対応教育 事故・故障等対応活動が迅速かつ円滑に行えるよう、社内外関係箇所への通報連絡等について机上教育を年2回実施	訓練の実績及び予定 平成18年度：3回実施 平成18年4月11日 平成18年7月11日 平成19年1月5日 平成19年度：2回実施 平成19年6月21日 平成19年6月26日
	社内規定に以下を定めている。 事故故障対応業務教育 過去の事故、故障事例をもとに、グループディスカッションにより、初期対応、原因分析、再発防止対策等の事故対応の手法を習得	訓練の実績及び予定 平成18年度：1回実施 平成18年7月13日 平成19年度：1回実施予定 平成19年8月頃